

高第929号
障第1092号
令和4年12月1日

各高齢者・障がい者
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

高齢者・障がい者施設における感染対策について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では新型コロナウイルスの感染が拡大しており、高齢者・障がい者施設においても、新規陽性者、クラスターの発生が続いております。これまでの高齢者・障がい者施設における感染対策やクラスターの発生状況を確認すると、平時及び感染発生初動時の対応の遅れにより、施設内の感染拡大に至る事案が多く見受けられます。こうした事態を防ぐため、下記の通り留意事項をまとめましたので、各事業所、施設におかれましては、改めてご確認いただくとともに、職員、関係者の皆様に周知していただき、記載事項の徹底をお願いいたします。

記

1 平時から感染発生時に備えた対策の徹底

○感染拡大の防止は、施設内での体調不良者、陽性者発生後、速やかに、正しい対応をすることが重要です。一方で、事前に対応事項を確認していなければ、こうした対応は困難です。

○県では、平時及び初動時の対応として、特に留意する点を抽出し、チェックリストとして整理し、6月1日に通知しております。こちらを改めてご覧いただくとともに、各施設において職員の体調不良時、感染者発生時を想定した訓練を実施していただきますようお願いいたします。

<チェックリストは次のリンクをご覧ください。>

- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/303510.pdf>
- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/303512.pdf>
- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/303515.pdf>

2 岐阜地域福祉事務所又は各県事務所福祉課等への報告と支援制度の活用

○新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際には、各施設の所在地を管轄する岐

阜地域福祉事務所又は各県事務所福祉課（以下「県事務所等」という。）にその旨の報告をお願いいたします。なお、各所から感染状況等のご確認をさせていただくことがありますのでご協力願います。（岐阜市内の施設においては岐阜市介護保険課、高齢福祉課、障がい福祉課に報告願います。）

○感染発生時の感染拡大防止、必要な物資や人員の確保などに向け、次の制度がご利用いただけますので、県事務所等又は岐阜市担当課にご相談ください。

① 福祉サービス継続のための補助金

衛生用品の購入費用、消毒、清掃費用、介護人材確保のための費用（割増賃金、手当、職業紹介料など）など通常では想定されない人件費や衛生用品の購入費等を補助

② 感染症対策指導

陽性者が発生した入所施設に対し、感染対策の専門家による感染拡大防止に向けた指導（施設内のゾーニング、サービス提供上の指導、個人防護具（PPE）の正しい着脱 など）を実施（主に Zoom）

※ 早期の実施が効果的です。早めにご相談ください。

③ 施設間相互支援

感染発生時に、高齢者・障がい者施設関係団体が事前に登録した支援可能施設から職員を派遣（感染発生施設に同一法人に他の施設から職員を派遣した際、派遣元の施設を支援します。）

④ 集中的検査（抗原検査キットの配布）

職員・利用者に感染が発生し、集中的な検査によりサービス継続を行う必要がある場合に、検査キットを配布

○このほか、福祉サービスの継続（人員等）、配置医、嘱託医、協力医療機関、近隣の医療機関の支援が得られない場合等のご相談は、県事務所等をお願いします。

3 検査の実施

施設内の感染状況の把握の遅れが、感染対策の遅れにつながり、利用者や職員の感染が拡大し、クラスターに至る施設が多くみられます。県、岐阜市が実施する予防的検査や上記の集中的検査により施設内の感染状況を把握し、早期の対応につなげていただきますようお願いいたします。

4 施設内療養に備えた医療機関との連携構築

○施設の入所者が施設内療養となった場合に、医療提供を適切に行うため、あらかじめ、配置医、嘱託医、協力医療機関、近隣の医療機関に医療支援を依頼するなど、施設内療養者への医療支援体制を確保願います。

5 保健所への報告及び保健所からの指示事項への対応、地域の医療体制確保への協力

○感染が発生した際には、保健所の調査、検査及び入院や施設内療養の調整にご協力願います。また、入所者が施設内療養となり、当該療養者の体調の変化等があった場合は、速やかに保健所に報告し、その指示に従ってください。

○次の通り地域の医療体制の確保にご協力をお願いします。

- ・療養期間が終了し、医療機関から施設に戻る利用者を速やかに受け入れていただきますようお願いいたします。
- ・療養期間終了時には、PCR、抗原検査による「陰性」の確認は必要ありません。医療機関の指示に従って対応願います。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		